

再開 14:50

委員会を再開いたします。他に質疑はありませんか。

○ 原田委員

39ページの関の山いこいの森についてお尋ねをいたします。前回、素案のときに私がいろいろと質問をさせていただいておりました。今回修正がなされておられるわけでございますけれども、あろうことか用途廃止が廃止のほうになっております。その具体的な内容としていろいろなことが書かれておまして、これが世間でいう言い訳じみたことが書かれております。

まず、この追加で書かれた分についてお尋ねいたしますが、私の記憶の範囲の中では、災害復旧、これは、主にどの部分を指しての災害復旧を言っているのか。私が問題にいたしておりますが、廃止というのが、ログハウスが3棟、そして、野外でもできるような調理場が1つございますが、これについて私は質問してるんです。これを廃止すると言ってるんです。用途廃止から廃止になりました、今度は。それから見ると一歩前進かなというふうな気がいたしておりますけど。私の記憶の中では、この災害というのは、確かに道路が崩れたというのがありました。しかしながら、ログハウスとか、そういったものに対して災害があったという記憶がないんです、これ。一部何か石垣がちょっと壊れておったんかなというような記憶しか残ってないんですが、どの部分を指して、ログハウスに、これだけ見ますと、風水災害が多く休止が多く、何が多くと、まず先人の谷の頂上か何かに建てたような意味合いにとれますけども、どこを指してその災害があったとおっしゃってあるのか、事例を上げて御説明いただきたいと思っております。

○ 中央公民館長

関の山いこいの森でございますが、平成13年、それから、15年度におきまして、土砂災害が起こっております。その箇所ということでございますが、直接ログハウスに土砂が流れ込んだというふうことではありません。箇所といたしましては、バーベキュー場の近辺、トイレ等がある所、これが平成15年でございます。それから、平成13年につきましては、これ進入路の給水棟近辺におきまして土砂災害が起こっておるということでございます。

○ 原田委員

ログハウス近辺には何らなかったということが今御答弁にあったわけです。いわゆる林道でございますので、上り道、そういったものもあるかと思っております。その都度修復がなされ強固になっていたと私は理解をいたしております。

また、この中で、予防治山事業も行っていると。これは、私の記憶が間違いであればどうぞ御指摘をいただきたいんですが、県に対しまして、補助金を申請するがために危険地域に指定してもらったという経緯があったように覚えております。それで、補助金での事業が行われたわけです。いわば、どうぞこれを危険区域に指定してくださいと、補助金をお願いしますという形でやっているんです。今になって、ここは危険区域ですからだめですよというのは、これいかな理屈かなと私は思うわけです。この点についてはどのようにお考えなんでしょうか。これ前回もお尋ねしたんですけども、明確な理論というか、御答弁いただいております。きちっとしたものをぜひお伺いしたいと思っております。

○ 中央公民館長

この件につきましては、前回の調査特別委員会におきましても、質問議員のほうから同様な質問を指摘を受けておるところでございます。今回、危険、安全度の面からちょっと詳しく追加で文書を入れ込んでおりますけども、一番大きな点につきましては、県が指定いたします砂防指定地区に指定されておると。それから、加えまして、急傾斜地に設置されておるということでございます。それから、また、加えまして、今先ほど御答弁申し上げました土砂災害が2回ほど起こっております。それに加えて、平成17年、18年度には、県の治山事業による自然災害防止ということで事業がなされておるところでございますので、安全面を重視いた

しまして、方向性といったしましては、素案と変わらぬ方向性ということで出させていただきます。

○ 原田委員

その答弁が前回は納得いかないって私は申し上げたんです。

まず、前回言いましたけども、じゃあ、その砂防ダム建設することによっていよいよ危険地域になったわけなんですか。建設することによって安全性が高まったと、信頼性がより高まったと考えるのが普通感覚ではなかろうかと私は思うんです。このことについても、前回明確な御答弁はいただけませんでした。今回こそきちっといただけるのかなと。そうしますと、用途廃止から廃止です。どういう理屈でもって、その理屈が理解できないって私は言ってるんです。だから、納得できるようなことがあればなるほどと私は申し上げるんですが。この治山工事によって安全性が向上して、こう考えるのは無茶な理論なんですか。その後、例えば、大雨があったときに、これは解消されたんじゃないんですか、お尋ねいたします。

○ 中央公民館長

この関の山いこいの森につきましては、砂防法によります砂防指定地区ということもございまして、森林法によりますところの指定も受けております。それから、また市のほうにおきましても、防災計画に規定されております指定区域ということで指定がなされておるところでございまして、その辺のところよろしく御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 56

再 開 14 : 58

委員会を再開いたします。

○ 中央公民館長

失礼いたしました。質問議員の御質問でございしますが、この県の治山事業を行うことによって安全性が高まったのかということでございますが、山を、保安林を守るという観点からいいますと、安全性ということになれば、総合的に安全性が高まったという認識はいたしておりません。

○ 原田委員

安全性が高まったのであれば、ここにある根拠はどうなるんですか。結局そういうことなんです。結局、そういうことで安全性が高まり、利用者が安心・安全利用できるようになったと私は解釈するんです。

途中の登山道とか壊れた部分については確かにがけ崩れというのは私も見たことがあります。それは都度修理してあります。

ここに主に子ども会とかのキャンプとかでこれ利用が多いわけなんですけども、そのときに、台風とかも接近しているときは、これキャンセルしているんです。たしかそういう指導してるはずですよ。台風が来てますよ、おもしろいですよ、はい、どんどん行ってくださいみたいなことは絶対言ってませんよ。そういう指導がなされているはずですよ。環境としてはそういうふうにしちとした安全性がどんどん高まってきてると。どこにそのあなた方の言う、取り壊す、廃止にする根拠があるんでしょうか。高まっていませんと言ったんですか。私は高まったと聞いたんですけど。ちょっともう一回、マイクが途中切れたんでわからなかったんです。ちょっとそこだけははっきり言ってください。先に答え教えたみたいなもんやけど、ちょっと言ってください。

○ 中央公民館長

この県の治山事業、17年度、18年度に行っております。これについて、保安林の観点から申すと、当然、治山事業を行ったわけでございますので、その面の安全性は高まったかと考

えております。しかしながら、関の山いこいの森全体の部分につきましては、全体を包括するような防ぎ切るようなものにはなっていないという認識でございます。

○ 原田委員

それで納得しろというのは私難しいんじゃないかなと思うんです。保安林のためには安全性が高まったと。じゃあ、人間のためには全然安全性が高まってないというような答弁ですよ、今。それで間違いないですか。

○ 中央公民館長

済みません、言葉足らずで。一応この県の治山事業におきまして、一面においては安全性は高まったということでございますけども、まだ危険性の点でございますが、平成12年5月におきまして、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律という中で、基礎調査ということが義務づけられております。福岡県におきまして、その基礎調査の前段といたしまして、平成12年に土石流危険渓流カルテ集を作成いたしまして市町村に配付をしたところでございます。これを受けまして、この関の山いこいの森キャンプ場がそのカルテの中で土石流危険渓流ということで診断されておるところでございますので、全体的な安全度は向上したということには認識いたしておりませんということでございます。

○ 原田委員

今診断されたと言いますけども、診断されたからこそ申請して、ぜひお願いしますということで砂防ダムできたんでしょ。結果としては安全性高まったということじゃないんですか。

土石流が云々っておっしゃいましたけども、結果的には、今実際の被害があったのが、風水被害があったのが、通路の問題です。このログハウス及びその周辺についてはないわけじゃないですか。それを無理やりこういった危険区域です、危険区域ですということで廃止に決定されようとしている。このあたりが私はよくわからないと言ってるんです。わかるような説明をどうかお願いいたしますと。これだれも納得できないと思うんです。

それから、もう一つおかしい、ちょっと話飛ばしたくはないんですけど、市外の利用者が大半であって、今後においても大幅な利用者増が見込めないと。市外がふえたら悪いんですか、何か。伊藤伝右衛門邸でもあれ市内ばかりじゃないでしょう、市外が来てるじゃないですか。何ら宣伝もしないのに、市外からの利用者がどんどんふえているということは、口コミで有名になっているということのまさに証明なんです、これ。

前回、私は申し上げましたけども、これを飯塚全市的に紹介したことがあるのかと。その後何か月か過ぎましたけども、これされたことありますか。何らそういった紹介されたようなことも私は聞き及んでおりません。何ら紹介することもなく、大幅な利用者増が見込めないからと、市外の者が多いからと、市内の利用者が少ないからと。これって子ども会中心とか団体で来ましたら、もう利用されるの決まっているんです。平日なんか来ませんよ、これ。休みの期間とか前日とか。逆に宣伝が足りないから外から来る、うちからしたって予約がもう入ってますから使えませんというのが現状じゃないですか。これもおかしいんです。

この2点あわせてちょっとお尋ねします。

○ 中央公民館長

廃止する主な理由ということでございますが、先ほどからおなじ答弁にはなりますけども、この実施計画の部分に書いておりますように、県が指定する砂防指定地区であると、それに加えまして急傾斜地ということでございます。それから、13年、15年には先ほど申し上げました土砂災害も起こっておるところでございます。それから、風水被害によりまして、その期間復旧に伴う期間につきましては、休場を余儀なくされてきたところでございますので、そういう安全面の課題があるという判断に立ちまして廃止ということで方向性を出しております。

それから、PRの点でございますけども、施設の案内につきましては、キャンプ場そのもの

の現地案内、それから、駐車場、すぐそばの市道に看板を設置いたしております。それから、飯塚市のホームページはもちろんでございますが、案内に関する事項につきましては、資料配付、またはファックスにて対応させていただいております。それに加えて、利用予約の案内等の調整、これにつきましても、現在対応いたしておるところでございます。

それに加えて、民間のキャンプ場奉仕等への情報提供も行って、広く内外に知らせておるところでございます。

○ 原田委員

今のを聞きますと非常にPRしているように聞こえますけれども、実際のところは何らPRになっていないんです。知らない方物すごく多いです。ただ、ホームページに載せてます、資料は配付しましたって。じゃあ、お尋ねしますけど、資料配付って、どこに資料配付したんですか、どの程度の規模でやったんですか。ただ、この1点だけ、1点ずつ聞きます。お尋ねします。

○ 中央公民館長

資料の配付につきましては、地元の子ども会とか青少年関係の団体等々に資料の配付を行っております。それから、御利用に受付の段階ではございますが、その時点におきまして、資料等の配付は行っておるところでございます。

○ 原田委員

その地元というのが、地元ちゅうのどういう意味での地元なんですか。そこんどこわからないんですよ。地元というのは、旧1市4町、今で言う新しい飯塚市全域が地元と考えていいんですか。じゃあ、ほとんどの市内全域の子ども会さんはほとんどが知ってるということになります、そういうことまでされてあるということですか。お尋ねします。

○ 中央公民館長

地元の子ども会と申しますのは、庄内地区の子ども会のことでございます。

○ 原田委員

そういうことですよ、あなた方の言う地元というのは。それは、今まで庄内でずっとやってきたからもうそれ必要ないんですよ、知ってるんですから。あの生活体験学校だってそうですよ、庄内の者は知ってるけど今それが全市的に広がってるから、市内の各小学校が今行ってるじゃないですか。これがピーアールというんですよ。地元の庄内に配ってどうするんですか。庄内はもう、旧町民だったらわかってますよ。それをピーアールしたていうのであれば、それピーアールという言い切るその気持ちが私はわからない。

いいですか、今聞く範囲では全くピーアールのピの字も私は出てない。ホームページにただ掲載してるだけじゃないですか。あと地元民に、地元民なんか全部やってんですよ、わかったこと、そんなこと答弁なりませんよ。いいですか。安心安全でいった部分でも御答弁がきちっと明確な部分がない、利用者増が見込めないことからについても御答弁ははっきりしない。どうやって納得させるんですか。もう少しきちっとわかりやすいことで御答弁ください。

○ 中央公民館長

ピーアールに関しましては、地元の庄内地区の子ども会ということで、ほかの11地区の子ども会に対しましては主だったピーアールはいたしておりませんでしたのはおわび申し上げたいと思っておりますが、それにつきましてもホームページ等には掲載しておるところでございますので、不十分な点はあったかと思っておりますけども、ピーアールはいたしておるところでございます。

それから、廃止する理由を明快に答えろということでございますので、同じ答弁になりますけども、安全面を考慮した中で近隣にもサンビレッジ茜もございますし、近隣市町村にも同様、類似施設がございますので、その辺も総合的に（発言する者あり）考えた中で（発言する者あり）廃止という方向性を出しております。

○ 原田委員

全くですね、私御答弁いただきましたけども答弁と思ったりしません。何か言いわけじみたことばかり言われて、納得しろとはこれ無理ですよ。なるほどと、じゃあ仕方ありませんねと、この施設はというのがわかんないんですよ、あなたが今おっしゃることはですよ。

ピーアールにしても、もう今全くやってなかったというのは明確になったわけです。前回、私が質疑いたしましたことは全くのむだですよ、むだだったわけですよ。何ら対応していただけてないちゅうことです。でしょう。

あげくのさんばちですよ、廃止するになってこれだけの理由づけを書かれてあった。これだけの理由づけするための期間だったんですか、今までの間は。どういうおつもりだったのかお尋ねをいたします。明確にお答えください。

○ 生涯学習部長

廃止の理由につきましては、先ほど来より課長が語る御説明をさせていただいておりますけども、またこの利用に際しまして一応ピーアールが不十分であったということに対しては、利用者が少ないところについてもそういうところが影響した分であるというふうな認識に立っております。

しかしながら、当初課長が申しあげましたように、この砂防指定地域並びに急傾斜地ということで県の指定を受けまして、県から補助金を受けましてその砂防等の工事が過去何度か行われてきたわけでございます。

そうすることによりまして、下流域、周辺地域の住民のいわゆる安全性、命がそこで守られるというふうな認識に立っているわけでございますけども、しかしながらその急傾斜地そのものいわゆるこのキャンプ場自体があるもんですから、そこあたりのやはりキャンプをされる人々の子どもさん方も含めまして、安全性等を考えた場合にこのような方向性を、一応生涯学習部といたしましては廃止という方向性を出させていただいておりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

原田委員、一応注文つけて。もうそれで終わって。同じこつ。

○ 原田委員

これですね、砂防地域で、もう結局それしか今明確な理由としては残ってないわけですね。禁止区域ですから。でも、補助金申請するがために禁止区域に持っていったということはどうなるんですか。これおかしいじゃないですか。この説明はいただいてないですよ。こちらから持ってって、今度は危ないからって言うのは、これはちょっと理解の範疇を超えると思うんですけどね。そのあたりはどうなんでしょう。

○ 委員長

休憩いたします。

休憩 15:17

再開 15:35

委員会を再開いたします。

○ 生涯学習部長

すいません。大変時間とらせまして、先ほどより何度も繰り返しながら申し上げておりますけども、この方向性につきましては、この第1次実施計画の方向性でいきたいというふうに考えております。

しかしながら、21年度末をもって一応廃止の方向で出ておりますので、このオープンの間につきましては、先ほど委員御指摘のようにピーアールに努めて、少しでも多くの方にその間でも利用していただきますように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 原田委員

21年度には廃止して取り壊すと、その間1年間は一生懸命頑張るというわけですよね。もし利用者がふえたらどうするんですか、検討の余地はあるんですか。ここちょっと大事なとこなんでお尋ねしたいんですが。

○ 生涯学習部長

先ほどから、何度も繰り返し申し上げておりますけども、一応安全性の問題ということで今回のような方向性を出しておりますので、そこあたりも含めて御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○ 原田委員

余りですね、ちょっともう同じ答弁になってますんで、これ以上は言いたくないけどやめたくもないんですよ、やめたくはないんです。この具体的な内容というのは、根拠が非常に弱いから私はこれだけ言ってるんですよ。

結局は、ログハウスに今まで一度でもそういったものがあったのか、また土石流が流れるような大雨とか台風の時にどンドン泊まってくださいって言ったことありませんよ1回だって。全部キャンセルさせてるんです。それだけ安全には今まできちんと管理してやってるんですよ。

ここに来て、行財政改革だから初めてこのことが出てきたわけじゃないですか。原則はそこなんですよ。要するに、行財政改革のものが叫び出されて、それからいわゆる子どもたちとか青少年健全育成のためのこの施設が取り壊しになるということなんです。

そこに、もっともらしいこと書いてありますけどね、これが果たして納得いくもんか、これ全然全く納得できるもんじゃありませんよ。私は、あくまでこれはもう反対させていただきますがね、21年に廃止すると。あと1年間一生懸命ピーアールします、ふえたらどうするんですか。惜しまれつつ閉鎖するんですか。そこんところがね、私は納得できないんですよ。

その、今ここだけでももう終わるためにどんなことでも言うていうんじゃあ、それはやめてくださいね。本当に、例えば教育部局で青少年のためとか子どもたちのため、学校のときでもありました。子どもたちのためでしょうて、これが第一じゃないですかという論議がなされておりました。

しかしながら、今おっしゃるのはまさに、もう行財政改革の犠牲になってるわけですよ。私は、原点に戻ってここをもう一度お考えいただきたいと思うんです。もうこれ以上言ってもかみ合いませんけども、ただピーアールだけはやってみてください。ぜひともお願いしてこれで終わります。（「関連」と呼ぶ者あり）

○ 委員長

関連、関連。江口委員。

○ 江口委員

原田委員の意見もありましたが、私自身が思うことについて述べさせていただきます。今、ピーアール一生懸命頑張るというお話がありましたが、この憩いの森を21年度末で廃止する大きな原因として安全があるわけですよね、ですね。本当にこれが、安全が問題なんであれば、それこそ今年度、来年度ですね今年の利用さえもストップしなくてはならないことだと思っております。

私自身は、この廃止については安全のみならずコスト部分も含めて、どちらかと言うと私最初感じたのはコストなのかなと、飯塚市内では同種の施設としてサンビレッジ茜もあるというふうなところがあるので、2つ3つ持っておくのもどうかというところで何とか集約をしたいというところでの廃止かと思っておりました。

ただ、今の議論を聞いておきますと、安全面でのどうも懸念が大きいのではないかという感じを受けつつあります。であるならばね、もう一度ピーアールを一生懸命頑張るはいいんだけど、その前に本当にピーアールしてお客様を迎えることがいいかどうか、それきちんと検討し

てからやってください。そのことをお願い申し上げます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 川上委員

私は、関の山いこいの森については廃止は性急過ぎるというふうに思うんです。今、同僚の委員言われましたけども、もともとコスト問題から出発して議論があったじゃないですか。それを素案から決定にかかる過程で、私の感じでは急に安全面の強調がなされ始めというふうに思うんです。

それで、実施計画書の88ページには管理運営コストの一覧がありますね。この中で、例えば人件費の258万円、260万円ぐらいがあるんですが、それとは別に施設管理費も590万円あるでしょう。590万円というのが、実際の管理にかかる人件費なんですよ。

この258万円、260万円というのは、むしろ本庁だとかの方々の人件費がここに入っているわけですよ。でしょ。だからね、ここ1,200万円ぐらいの赤字というふうになってますけど、本庁の職員の給与がこの中に入っているわけですよ。こういうのは市民の方々からはわからないわけですね。

ですから、私は関の山いこいの森、今原田委員の質疑の中で経過ももう少しわかりましたけど、こんな性急なやり方はおかしいなど。とにかく、サンビレッジ一本やりでいいと言わんばかりのやり方はおかしいんじゃないかというふうに思うわけです。

それは指摘して、質問は41ページ、穎田の保育所の問題です。穎田第1保育所と第2保育所を廃止して新保育所をつくるということで工事が終わりつつあるんですが、見直しに当たって考慮すべき事項の中から、敷地の一部に民有地が混在しており、民間譲渡売却を検討する際には土地所有権の整理を行うとともに、を削除となっております。これ、削除する理由はどういうことでしょうか。

○ 保育課長

敷地の一部に民有地が混在し、民間委譲を検討する際に土地所有者の整理を行うとともに削除については、検討した結果、市として早急に土地所有者の整理を行わなければならないと考えており、見直しに当たっては削除させていただきました。

○ 川上委員

穎田第1、第2保育所の関係では、合併初年度に退園した子どもが自宅で亡くなるという不幸な事件がありました。その後、合併直前に子どもが保育士の背中から滑り落ちて、鎖骨を骨折していたことが町に報告されていなかったと。引き継ぎもされておらんかったという深刻な事態が明らかになりましたね。

ですから、保育関係で安全についてはソフト面とハード面と両方力を注ぐ必要があるんですが、そのうちこの建てかえ問題というのはハード面でしょう。私が見たときには、まだ柵が完成していませんでした保育所に。これは、柵はいつ完成するのかまずお尋ねをします。

○ 保育課長

今委員御質問の件は、新穎田保育所のことでしょいか。はい。これについては、工期が3月10日になっております。それで、3月10日までには柵はできると思いますけど。

○ 川上委員

その柵の下に、すぐ横にため池があります。ため池はどこの管理でしょうか。柵がきちんとなっていないですよ。それで、保育所の敷地をフェンスで囲うのは当たり前ですけど、子どもが登り上がるでしょう。そうすると、もう崖ですよ。急斜面です。そうすると、道路があってすぐため池ということになってるんですね。

その柵はねきちんとなってます。これについては、ため池側の柵についてもきちん考える必要があるんじゃないかというふうに思いますので、これは指摘をしておきたいと思いま

す。

それから、51ページ前後にあるんですが、本市が持っている、設置している公的な入浴施設、筑穂、穎田、忠隈、穂波ですね。このほかに、穂波の福祉総合センター、庄内の保健センター、そして庄内の筑豊ハイツ、庄内温泉筑豊ハイツ、6つ公的な入浴施設があるんですが、それをことごとく廃止すると。庄内温泉筑豊ハイツについては売却すると。いずれにしても、公的施設としては廃止するという決定、あるいはその方向で検討するということが書いてあるんですね。

これに対して、かなり市民のほうから口頭で、あるいは文書で意見が出されていたと思うんですが、見たところその市民の声が余り反映したようには感じられないんですけど、実はここを反映したんだというところがあれば、所管がそれぞれ違うかも知れませんが、これについてはこの辺を反映させたんだというところがあれば、今申し上げました6つについて説明をしてもらいたいと思います。

○ 高齢者支援課長

筑豊老人福祉センターにつきましては、安全確保の関係で廃止後の施設の利用活用については、利用者の安全確保の面において、地域住民や官憲団体との協議を行っていくことでの要望事項を入れております。

○ 委員長

ページを言うて。

○ 高齢者支援課長

筑豊老人福祉センターは48ページ、具体的な内容のところで見直しを受けております。

○ 委員長

3カ所ぐらいやったろう。忠隈と。

○ 社会・障がい者福祉課長

保健福祉総合センターの浴場につきましては、穂波福祉総合センターと庄内のハーモニーがございます。見直しの前回の説明でも御答弁申し上げましたが、今回その見直しの中で見直しに当たって考慮すべき事項の中で、これらの浴場、2つの浴場、民間施設との役割分担、利用の実態等を総合的、一体的に整理検証し、開設時間の変更、あるいは廃止ということについて、利用者や地域の意見を聞きながら検討を行うことが必要であるということにいたしているもので、決して廃止を前提としてるものではございません。

福祉総合センターは、主に高齢者や地域での憩いの場であり、その中でも浴場は重要な役割を果たしていること。また運動室の利用、サークル活動、ボランティア活動と相まって、安い料金設定により市民の健康増進にも寄与していると考えております。

ただ、浴場だけで見ますと保健福祉総合センターの浴場も民間と競合する浴場の施設でありまして、本年1月の庄内の調査では、料金が安いということから約2割の方が市外から利用となっております。

また、公の施設として独立採算を原則としていないため、施設やサービスの違いはありますが利用料金も民間浴場に対しはるかに安い料金設定でありまして、昨年8月の調査でございまして穂波、庄内の福祉センター、これ大人の料金200円に対し、嘉穂の湯が350円、この湯が600円、伊川温泉センターも600円となっており、現実的にはこれらの民間浴場にも全く影響がないとは思われず、また多額の経費を要し市民負担もそれだけふえているという現実的な問題もございまして、このようなことを一体的に考慮しながらこの施設の効果的かつ効率的な運営を総合的に検討してまいりたいということと考えております。よろしいでしょうか。

○ 委員長

もう答弁終わったらよろしいでしょうか、要らんこと。「まだ終わってない」と呼ぶ者あり)

もう1つある。

○ 商工観光課長

筑豊ハイツの温泉施設でございますけども、筑豊ハイツの方向性といたしましては、25年度までに決定をしまして27年度までに公の施設としての廃止をいたしますけども、現指定管理者への委譲等を行いまして、温泉等の施設につきましては継続をしていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

筑穂と穎田はもう決定と。穂波と庄内については前提ではありませんということなんですが、廃止等について意見を聞きながら検討行おうということなんですね。その答弁の前には、これだけ大事な施設だということは強調されましたね。

これだけ大事だという施設強調があるわけですから、その廃止を選択肢に入れるのではなくてどう充実するのかということを考えて当然だと思うんですね。筑穂、穎田、穂波、庄内、今忠隈は検討ということでしょうけど、公的入浴施設を限りなく廃止して、庄内温泉筑豊ハイツについては民間に売却していくと、一極集中ですねこれは。

それで、その理由についてあなた方は、民間と競合する公的施設の改革について、平成12年5月16日閣議決定というのをもう各所に書いてます。もう覚えればいぐらい各所に書いてますよ。

ところが、麻生総理大臣は最近どういうつもりかわかりませんが、やみくもに官から民官から民というふうに言えればいいというものではないということ言ってるでしょう。小泉構造改革の弊害が、痛みが国民に襲いかかっていると。この認識、どこまでの認識かわかりませんが否定しようがないわけですよ。

だから、8年も前に出した、もう9年になるのか、出した閣議決定に、ああ10年か。縛られてというよりはそれをてこにして、こういう切り捨てをやっていくという姿は私は見苦しいと思います。住民への痛み、高齢者の痛みを本当に受けとめてきちんとやるのが自治体の本来の役割であって、そのことを反省したからあなた方は1ページにこの市民の福祉の増進を図るなど、行政サービスを提供するための拠点施設であって、市民にとって最も身近で密接に関係する施設であることを踏まえた中で云々というのを織り込んだんでしょう。この立場とこの廃止方針を変えない立場は矛盾してると思うわけですね。

○ 委員長

続いているよ。

○ 川上委員

はい。じゃあ57ページ、斎場の問題です。斎場につきましては、前回12月の質疑でしたか、の過程で筑穂園、それから大日寺の斎場の統廃合ということで、新たに数10億円かけて建て直すと、建てかえをするという選択肢があることが浮き彫りになりました。

こういう財政危機のときに、お風呂にも入られないような高齢者をつくろうというときに、幼稚園から子どもを追い出すようなことをやろうというときに、10年ぐらい前に改築したばかりの炉を持つ斎場を1カ所に新築建てかえをすると、数10億円もかけて、いう選択肢を持つほうが異常だという指摘をしたでしょう。その後、検討したこと、改めたことがあれば答弁を聞きたいと思います。

○ 環境整備課長

御指摘の件につきましては、21年度から検討していくようにしておりますので、現在のところ検討はいたしておりません。

○ 川上委員

そんなことはないですね、この間あれだけ質疑答弁やったんだから。だから、新築建てかえはしないということであればそのように答弁してください。

○ 環境整備課長

御指摘の件につきましては、確かに前回の折に御答弁申し上げました。御答弁の内容の意図につきましては、あくまでも新築を想定したものではありません。この実施計画の中にも示しておりますように、飯塚市斎場筑穂園を抱えた中で、統廃合の是非その中で検討する一つの材料として考えて御答弁申し上げた次第でございます。

○ 川上委員

斎場について、57ページに見直しに当たって考慮すべき事項というのがありますよ。これはかなり踏み込んでるじゃないですか。ここまで踏み込んでおいて、新築建てかえが対象になっていないだとか言うのはね、ごまかしとしか言いようがない。

私からすれば、なぜごまかすのかなというほうに関心が向くわけです。これについては、また別の機会に新しい情報も踏まえて質疑をしたいと思います。

○ 委員長

続いていいですよ。

○ 川上委員

次はですね、60ページから市営住宅、教官住宅の点についてです。この間、私は市営住宅のストック計画についてはおかしいと、こういう経済情勢のもとできちんとした市営住宅がもっと必要だと。その際に、とにかく高層という考え方だけでなくて人が住む空間をつくるという立場で仕事をするべきではないかということや、コンパクトシティづくりの名のもとに、一面的に周辺部から都心部に建てかえに当たって引越しをすると、移転をするというのも、広域的なコミュニティづくりとの関係からいってもやみくもにやるべきではないというふうに言ってきたと思います。

その上でお尋ねしたいわけですが、私は同和向け住宅についてはもう直ちに一般化を図るべきだというふうに思うんですね。一昨年までの資料によると、旧飯塚解放同盟の飯塚市協が特別会費をとってまで、1回1万円とってまであなた方の求めに応じて入居者を推薦するという状況があったわけです。今も続いているでしょう、こういったこともあるわけ。

だから、二重三重に同和向けの市営住宅というくくりは廃止して一般化図るべきだと思うんです。これが、本当に今求められている対策だと思うんですね。どう思われますか。答弁を求めます。

○ 建築住宅課長

住宅の同和向け住宅をどうしていくのかということですが、現在まで本市におきましては歴史的な背景、いつも言っておりますが、社会的な理由などから福岡県の住宅施策を考慮した結果、まだまだ生活環境等の安定向上を図る上からも、引き続き同和向けの住宅の優先的な入居は必要であると判断をしているところでございます。

○ 川上委員

その時期は、もうとっくに過ぎてるということを国から言ってるじゃないですか。平成13年度末でもう特別対策事業終わってるでしょう。そういう流れの中で、同和特別対策同和行政そのものは縮小したり廃止したり終結したりしてるんですよ。

あなた方が続けていることによって、先ほど言ったように特別会費の徴収とかが起こってくる。入居者が市営住宅に入るのに、住宅家賃以外に特定団体にお金を払わないといけなくてすよ。これ異常じゃないですか、これだけとって見ても。

私はもう、廃止すればあなた方が解放同盟だとか推薦依頼状を出さなきゃ済むことでしょう。市長名で推薦依頼状出すわけじゃないですか団体に。空き家ができました。入居する人を推薦してください。そんなのを出すからそういうことが起こってくるわけでしょう。やめればいいじゃないですか。

私は、部落問題はもう基本的に解決してると思いますけどね、貴方方の行為によって誤解が

広がる、そういうことは許されないと思うんですよね。だから、きちんとやめるべきだというふうに思います。公的施設のあり方の検討というのであれば、こういったこともきちんと検討しなければならんと思います。

それから、リサイクルプラザの問題です。本市がかかわるリサイクルプラザというのは、直営とそれから広域組合がかかわってるものとありますね。それについては、直営の場合はあなた自身が委託料についてどうだということを直接把握できるようになってるでしょう。

ところが、広域のほうには多額の負担金を出しながら實際上その委託費が適正に、適正な額が出されているかどうかについて、検討するような状況になっていないんじゃないかというふうに心配してるんですよ。

そののところもきちんとやらないと、施設の見直しだとかいうこともできないんじゃないのかと思うんですね。2つの広域について、関連する施設の委託料についてどういう状況把握をしているかお尋ねをいたします。

○ 環境整備課長

まさしく委員御指摘のとおりというふうに認識いたしておりますし、前々から御答弁、いろんな場所で御答弁差し上げておりますが、この組合、当然これは両2つの組合を抱えております。

また、一般廃棄物の中には当然ごみ処理、それからし尿等の処理施設があるわけですが、飯塚市の処理施設も含めたところで、今御指摘の委託料も検討の中に考えておるわけですが、構成団体を初めとしたいろんな関係者がよりまして、今後十分な検討をしていきたいと考えております。

○ 川上委員

いや、今後じゃだめなんですよ。あなた方は、ほかの清掃工場もあれば環境センターもあるけれども、リサイクルプラザについてもそれなりのことを書いてるわけですよ。肯定してるわけじゃないんですよ。これが出てくるためにはね、私が今言ったようなところまで把握しておるはずなんですよ。そういう把握もないままね、こういう実施計画が出るはずがないんですね。だから、今の答弁は答弁になってないので、どういうデータを持っておるのか、あなた方が委託費について。それを聞かせてください。

○ 環境整備課長

御指摘のところにつきましては、当然それぞれの両組合のほうから予算書なり、また決算書についてはその内容については把握いたしております。ただ、委託の部分につきましても、施設の管理業務等いろいろございますが、それぞれ一つ一つについて検証にはまだ至っておりません。といいますのも、1つの理由といたしましては、例えばごみ処理につきましても収集体制の問題、いろいろございますので、そういったところを踏まえながら先ほども御答弁いたしました、関係者よりまして具体的に検討を重ねていくということでございます。

○ 川上委員

私はね、基本方針が出たのは去年の3月25日ですか、きょう2月9日でしょ。この1年間、議会でもかなり審議してきているわけですよ。あなた方もいろいろ考えたでしょう。それで、そういう今言ったようなこともきちんと把握しないで、どうしてこういう実施計画がつかれるのかなと不思議で仕方がない。今後はよく把握しますとかいう水準の話じゃないでしょう。

だから、仕事量と委託料がどういう関係にあるとか、合併前からずっとさかのぼって調べたらわかるでしょう。どういうふうに扱ったらいいか扱わなかったら、扱うべきでないのか、透明性を確保しながらきちんとやるべきだと思うんですよ。ところが、あなた方資料も持ってないというわけですから異常ですね。本当に資料持たないんですか。資料本当に持たないんですか。

○ 環境整備課長

それぞれの個々の資料につきましては持ち合わせておりません。

○ 川上委員

私はそれは怠慢だと思います。

次に……。

○ 委員長

ちょっと待って。別に質疑ありませんか。

(な し)

なければ川上委員。

○ 川上委員

穎田、庄内の直売所及び加工場、農産物加工場、関連して筑穂の乾燥施設、指定管理出しているそういう農業関係、食と農にかかわる施設についてお尋ねをいたします。

3月末までに、非正規の方々が40万人職を失うという業界団体の調査が出てますね。政府も、去年は8万5千人と言っていましたけど、その後明らかになった情報を把握して12万5千というふうに言ってます。

こうした中で、政府のほうでも緊急対策もやってはおるんですけど、食と農、林、林業ですね、のほうにできるだけ正規の雇用をふやしていくと。緊急雇用に手がけてくださいていうふうに言うけど、10人のうちまだ3人でしょ飯塚の場合は。手が挙がらないんですね。

昨日の報道によると、摂津市で10人、職員が前倒し採用するというのを918人が応募したそうじゃないですか。どこに違うがあるのかと。正規職員だからです。緊急臨時という面は確かにある、そこ大事なんですけど、子どもを抱えて生活が成りゆかない。だから、正規の仕事をだれだって期待するわけです。こういう中で、私は食と農、林の分野でもっともっと飯塚市が知恵と力を出すべき時だと思うんです。その先頭に立つのが私は農林課だと思うんです。ところが、この実施計画見ると、農林課が先頭に立ってその大事な施設をなくそうとしていつてるわけです。経済部長はこの辺についてどういうふうにお考えですか。

○ 農林課長

今質問者が言われますとおり、実施計画におきましては、譲渡を廃止し、現指定管理者等に移譲または貸与をするというふうにしております。この件につきましては、直売所、乾燥施設をなくすのではなく、現指定管理者並びに農家、営農組織等にそのまま継続して使用していただくということでございます。開設に当たり、やはり当初は公的役割が確かにつくるときに、設立するときにはありましたが、現在では設立後、自主的にその現指定管理者なりが全面的に運営されておりますので、公的な運営にかかわり方はなくなっているという考え方に基きまして、移譲なり貸与なりを考えておるわけでございます。

○ 川上委員

きのうからひどい火災がオーストラリアで起こっているじゃないですか。108人ぐらい朝の段階で亡くなってましたけど、こういうのを含めて、オーストラリアの小麦どうなると思います。それから、中国も重要な所で大干ばつじゃないですか。通年の、平年の半分しかとれないとか報道してたでしょう。一方で、食の安全が問われる時代でしょう。このときに、公の関与必要性が薄くなったとか、なくなりはしないんだとか、売るんだから、だれかやってくれるんだからなくなるとか、こんなことが農林課長が言っているようじゃだめだと思うわけです。緊急雇用対策も経済部でやっているわけでしょう。3人。それで、もう少し経済部としてのものの考え方、この時代に合った、もう底を打ったかと思ってないでしょう。だから、経済部としてはどう考えるのか、この問題について、部長答弁できますか。

○ 経済部長

この問題というのは、直売所とか抜きにして、緊急雇用につきましては、確かに今10人必要してますけど3人ということですが、いろいろ相談を受けますと、まだ雇用保険をもらってい

るというようなことで、雇用保険もらった後にまた相談行きますとかいうようなことから、実際には3名にとどまっております。これにつきましては、また4月以降も相談しながらやっていきたいと考えておりますし、先ほど言われました、林とか農です。これにつきましても、森林組合のほうにも御相談に行っておりますし、その中で委員御存じのように、荒廃森林の森林税活用しながらやっております。そういう中で、雇用していただくようお願いもしておりますし、JAのほうにも行かまして、臨時的な雇用も含め、長期に農業に従事したいというような方についても、相談を受付をしながら、そういう雇用面でも御協力くださいというようなことで、御相談してまいっております。

また、今後ともそういう相談窓口は開いておりますので、金融も含めましていろんな相談には対応していきたいと考えております。

○ 川上委員

農林業の施設の話をしているわけです。それで、これはもう課長になるのかもしれませんが、先ほど言ったような施設、廃止なり売却なりして財政削減効果はどのくらいありますか。

○ 農林課長

全体の財源縮減効果につきましては、はっきりと試算しておりませんが、現在におきましては、今議員が御質問に上げられております庄内、潁田の直売所、加工所並びに乾燥施設につきましては、指定管理料と年間当たりのランニングコスト的なものの金額でございます。

○ 川上委員

それは答弁を拒否しているんですか。その数字は言わないということになっているんですか。それともわからないんですか。

○ 農林課長

大体加工所、直売所、乾燥施設合計しますと大体年間100万円ぐらいの削減効果になります。

○ 川上委員

経済部長、これだけの、あえて言いますよ、わずか100万円の財政縮減効果のために、営々というかどうかはわかりませんが、合併前から知恵を絞って住民とそれこそ協働して頑張ってきた施設を、もうこれから先は知らない、投げ出すのかということですよ。建てかえのときにはお金も要るでしょう。工夫したらいいじゃないですか。

この農業と林業、この地域で立て直していく、再生させていく時期です、雇用という点からいっても、食を確保するという点からいっても。これだけではこの地域の経済は立ち直るわけではないと思います。やっぱり主力となるのは米作ですから。でも、この乾燥とか考えてみても、直売でも米売るでしょう。だから、こういうのを総合的にやっていくという観点でいくためにも、こういう施設を残しとかにやいけないんじゃないかと思いつくと思います。目下のところ100万円ということですので、住民の方、関係者の方からぜひ残してほしいという声があったらお話聞いていただけますか。どうですか。

○ 経済部長

先ほど農林課長も答弁いたしましたように、公の施設として廃止はいたしますけど、直売所、加工所の機能としては継続させていきたいと考えております。だから、十分その時点、22年度までに十分関係者の方と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 江口委員

今、農産物直売所並びに乾燥調整施設等の財政削減効果が100万円程度というお話がございました。その点ちょっとどういった形で100万円になるのかお教えいただけますか。どここの数字が積み上がって100万円となるのか教えてください。

○ 農林課長

穎田の農産物直売所、農産物加工所につきましては、現在指定管理料を払っておりますので、その関係でプラス火災保険料とかございますので、プラス両方で50万円ぐらいになるかと思えます。

それから、同じように庄内の農産物加工所につきましても、これは直売所は指定管理でございますが、農産物加工所につきましては、直営で管理しておりますので、管理費並びに火災保険料等で両方でやはり40万円近くと思えます。あと筑穂乾燥施設につきましては、火災保険料が出ておりますので、合計しますと、概算でございますが、100万円ぐらいという説明でございます。

○ 江口委員

今のお話は、ちょっと私のほうがいま一つ把握してなかったんですが、どういった前提での金額だったんですか。この見直しの方向を実行したらどのぐらいというやつだったのではないんですか。ちょっとその何をどうしたらという分からちょっと教えていただけますか。

○ 農林課長

確かに、当初補助事業起債等で設立をしておりますが、その旨の起債の返還額等はまだ残っておりますが、現在、年間、これを運営管理していくにおきまして、市が支出している金額が年間100万円程度、それプラス起債の償還という金額はございますが、運営上の費用としましたら年間100万円ほどかかっているということでございます。

○ 委員長

次、質疑ありませんか。

○ 川上委員

次に83ページですが、本庁、支所、出張所です。前回までの委員会で本庁の建てかえ問題について、建てかえる際については、穂波にというのを明文で入れるべきだという質疑があって、副市長が拒否をするという一幕がありました。これを見るとお考えには変わりがないようですね。書いてないけれども、この協定は守るということではなかったかと思うんですが、そのとおりかちょっと確認を求めたいと思います。

○ 総務部長

昨年、委員会でも副市長のほうからも回答がございましたけども、合併協定、これについては尊重されるべきものという考え方に変わりはございません。

○ 川上委員

尊重はされるべきものと他人事のような、人事のような話ですが、約束は基本的に守らないということですか。市長はこの間、約束は守らないといけないんですかという答弁をしてみんなびっくりしたんですけど、守らないかもしれないということですね。

○ 総務部長

当然尊重すべきものというふうに考えております。

○ 川上委員

副市長、何か誤解を解いておきたいことがないですか。約束は守らないかもしれないというふうに理解しておりますが。

○ 副市長

前回も御答弁させていただきましたと思いますが、やはり庁舎の問題、その場所の問題になりますと、これは、行政だけで決めるものではないと思っております。市民の皆さんの意見を十分集約して、それから、場所の決定が行われるものというふうに考えております。もちろんこれは行政と議会と住民とが一体になって初めてその場所が決まってくるものだというふうに私は理解をいたしております。

○ 川上委員

最も市民意見読ませていただきますと、建てかえには反対という方が目立ちますね。それが市民全体の意見を代表しているというわけでもないんでしょうけど多いです。それで、建てかえそのものについて検討するんだということになってますけど、耐震化を図ることについては異存はだれもないと思うんです。今の状態の中で緊急に。それは、この間も申し上げました。それで、そういう状況の中で、あなた方はどうしても建てかえたいというときに、直面してもなおかつ穂波というだけではないんだというふうに言われたわけですので、それは、ひどい話だということを確認をしておきたいと思います。

それから、85ページに同和会館・人権啓発センターなどがあります。それで、対照表の中の85ページですが、素案にあった文言、穂波人権啓発センターについて、文言が削除になっています。穂波人権啓発センターは当分の間は現行どおり存続させることになるが、老朽化が進んでいることから、利用者の安心・安全確保を図る観点から、今後構築される地域コミュニティの範囲を踏まえた中で、複合化が可能な施設や用途廃止した施設など、大体機能を果たせる施設への移設等について検討を早急に行うことが必要であると書いてあったんです。これをあなた方は削除したわけです。どういう議論をして、こういうことになったのかお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

前回の特別委員会の折に、この箇所につきまして委員から御質問等がございまして、穂波の人権啓発センターは移転、建てかえするのかと、建てかえを前提にしているのかという意見が出ておりました。私どもといたしましては、この穂波の人権啓発センターにつきましては、記載漏れがちょっとございまして、平成12年に改修をしております。一定期間は使える状況にございますし、この見直しに当たって考慮をすべき事項につきましては、幅広い議論をしていただきたいという形で記載しておりましたが、今申し上げましたように、新築移転を想定しているのではないかという、誤解を生むということもございまして、その部分削除いたしております。

現段階では、まだこれから協議に入るところでございまして、統廃合をどういう形で進めていくか、今後、利用者や関係団体等の意見を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○ 川上委員

今の協議だとか、関係団体の意見を聞くと言われましたね。どこと協議を予定しておるのか。既に協議が進んでおるんじゃないのかお尋ねします。

○ 人権同和推進課長

今申し上げましたように、利用者、この施設につきましては人権同和教育啓発の拠点施設もございまして、地域間の交流事業をしております関係で、地域住民の方々に御利用いただいております。そういう御利用いただいている地域住民の方々、当然のことながら、自治会等の方々の御意見もお聞きいたしますが、関係団体、運動体等も含めて幅広い方々の意見を聞きながら協議、検討していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私は、この穂波人権啓発センターの設置過程からいうと必要なかと思うんです。それで、あなた方が、学校の建てかえ、公民館との複合化の流れの中で、人権啓発センターと一緒に組み込んでしまおうと考えているような文書になってたんです。利用状況から見て本当に必要なか。この規模のものが。それから人権啓発センターとしての施設というものが、だから、この間はそういう質問をしたんですが、先ほど運動体と協議をするというふうに言われましたね。部落解放同盟のことだと思われま。いろんな議論をすることもいいし、広範な市民との間で意見を聞くのもいいんだけど、解放同盟偏重になる嫌いが、あなた方の癒着の関係からいうとあるわけです。だから、それを心配するわけ。だから、私は、もう少しその必要性そのものも含めて検討すべきではないかというふうに思いますので、それは指摘をしておきたいと

思います。

○ 委員長

別にありませんか。

○ 川上委員

それで、次はオートレース場のことです。ここには改定になったところがありませんけれども、あえて一言だけ聞かせてください。見直しの方向の中で、収支改善の見込みが立たないと判断したときには、直ちに包括的民間委託を導入するということになってます。直ちにというのがどういう意味を持つのかとは思いますが、それで、この間、数年間の間に、熊本の植木、同じく熊本の氷川、福岡の吉富、それから、鹿児島、南九州、そして、今度は霧島市ということで、場外売場に期待をかけているんだけど、トータルを見ると、飯塚市が各地に迷惑行為を仕掛けているような形になっているわけです。だから、地元でオートレースの車券売場は困りますという大運動が起こっているじゃないですか。飯塚市イメージダウンです。

どうしてこういうことになるのかということをお心配するんです。今度、霧島市のほうは、地元の方の一部が同意を示しているような新聞報道を見ましたが、次々になぜ地元、相手方の地元で反対運動が起こるんですか。そのたびに、あなた方は収入当てにしちよったのが消えていくわけでしょう。だから、なぜ住民の反対が起こるのか分析しているでしょう。そのところを少し聞きたいんです。どうですか。

○ 事業管理課長

場外発売所に関するお尋ねでございますけれども、現在、皆様方にも御紹介をしておりますように、鹿児島のほうで2カ所ほど今準備を進めておるところでございます。しかしながら、これは私どもが基本的には立場として、地元の住民の皆様なり、行政のほうでそういうふうな受け入れが十分に整うような場所にしか進出していけないというのが基本姿勢でありますので、議員が言われます反対が出ておるといような場所についてどう考えるのかということにつきましては、そういうふうな迷惑になるような場所には進出していけない。吉富町につきましても、当然住民の皆さん方の反対がありましたので、私ども差し控え、事業を実施することを取りやめたというようにいきさつもございます。

○ 川上委員

だから、なぜ地元が、車券場が来れば1%収入はもらえるのに、それを拒否してまでオートレース場だめというのか、そこを踏まえる必要があると思うんです。子どもさんの教育の関係とかあります。それから、自治体の財政がギャンブル頼みになっていいのかとかいう議論がありました。そのところをよく分析しながら考えていく必要があると思うんです。地元であんまり評判がよくない業者がかかわっておるといような報道も一部されましたね。

だから、飯塚市がよって足すところを間違ってるんじゃないのかと。このオートレースの財政再建の方向。このままいくと、あなた方の言う、収支改善の見込みが立たないと判断したときになるでしょう。そうすると、日本インターかどこかに包括的に民間委託ということになるわけでしょう。

こういう経済危機、それから、雇用危機のときに、大変な激変が起こる心配も私はするんです。だから、筋道を立て直す必要があるんじゃないのかというふうに思いますので、これは指摘をしておきたいと思います。

それから、集会所について。90ページの上から3行目に、22年度をめどに施設ごとの方向性を決定するというふうに言われて書かれているわけです。私は、せんだって、飯塚集会所、施設を見学に行ってきました。それで、1階は部落解放同盟飯塚市協議会に1年間ごとに、年ごとに無料で貸与しておるんです。狭い部屋のほうに協議会の事務局がありました。2階が、これが不思議なんです。NPO人権ネットいづか、本市から約3千万円弱、委託を受けて人権同和啓発事業をやっていることになっている団体ですけど、そこが4部屋市から借り取るわけ

です。市の担当課と一緒にいったんです。その1室のかぎがないんです。それで、かぎがない、ある部屋は。それから、市の幹部が入ったことがない。こういう部屋を人権ネットいづかに貸してるということになってるわけです。だから、当然開けてもらって入りましたが、部落解放同盟が持ってました、そのかぎは。部落解放同盟には貸してないのに持ってるといいます。入りました。そうしたら、高同協という名前の書いた資料とかがあるわけです。高校の先生たちの同和関係の研究団体なんでしょうね。それ置きっぱなしです。解放同盟のいすも置きっぱなし。だから、普通施設を無償貸与するときには、市としては何にもない状態で貸すでしょう、契約に基づいて、かぎはやってしまうんですか、こっちも持つとかにやいかんでしょ、市が。事あるときは開けて入らんにやいかんでしょ。

だから、これは通常のあるべき貸与契約に基づく行為ではないと。部落解放同盟が1階と2階借りておった、使っておったのを2階だけ無償貸与をするという形で、人権ネットいづかが使っているだけです。だから、個別的に検討すると、施設ごとに検討するというのであれば、もうこれは直ちにやってもらいたいです。貸与契約期間ももう切れるでしょう、1年ごとになってるだけやから。だから、縄田部長、今年度限りで1階と2階、集会所としての機能を回復するために、無償貸与契約、1階と2階やめませんか。答弁求めます。

○ 企画調整部長

飯塚集会所の貸与につきましては、1階は飯塚市の部落解放同盟、2階は人権ネットに目的外使用ということで許可を与えて貸しているのが現実でございます。今御指摘のように、2階部分につきましては、検討すべき部分はあるかと考えておりますので、そこらあたりは十分に検討した中で、従来のおり、目的外の使用許可の中で貸与したいと、貸付を行いたいというふうに考えております。

○ 川上委員

部長、貸付行為になってないと言ってるんです、私がさっきから言っているのは。鍵もやってる。でも、借りた本人が持たないで部落解放同盟が持っているわけです、鍵は、その部屋のかぎは。解放同盟の金庫の中から出てくるんですよ、鍵。

だから、貸与契約に基づいて物事が行われているように言うけれども、実はそうじゃない。だから、この際、集会所としての機能を回復するために、出ていっていただくと。多額の補助金をもらっているじゃないですか、その団体2つとも。補助金は、一方は委託料だけど、こっちも人権費中心です。それを強く求めて質問を、これについては質問を終わります。

最後に、納骨堂です。91ページ。前回答弁の中で一定基準の補修費助成などの措置を講じるということについて、どの程度を考えておるのかというお話聞きましたね。そうすると、例えばということで、100基掛ける15という数字が出てきました。1千500万円です。この例えばというのは、例えばではなくって、協議中の数字じゃないのか。一体どの程度までなら、あなた方は納骨堂の改修にお金を出そうと思っておるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○ 人権同和推進課長

前回のとき質問が出まして、金額的なものをお示しした経緯がございます。これは、あくまでも記憶の中で数字を言いましたので、正式なきちとした積み上げた数字じゃございません。

今、1基当たり15万円ということで、100基あったら1千500万円やないかという形で質問ございました。あくまでもこれは現在納骨堂の位牌壇につきまして、今落とし込みで不自由しているという部分につきまして、経年的にかいけん行っている部分が大体1基当たり15万円ぐらいかかっておりますということで、移譲に当たっての具体的助成という形でその金額をつけるとか、移譲に当たって事前に改修をすべて終えて渡すという形の議論はまだ一切してありませんので、そういう形で、前回の説明不十分は補いたいと思えます。

○ 川上委員

私は、こういうお墓のところにもあります、農業倉庫のことだとかもありますけど、特別扱いを続けることが、本来のあり方に逆行しておるんだということを、あなた方もう重々わかっておるんじゃないですか。わかっておって、なぜこういうことを続けておるのかと。だから、癒着があるんじゃないかと。癒着があるとあなた認めたわけでしょう、癒着を。今後は酒席はともしないとか、この1年間してないだろうとは思いますが、また聞きましょう。だから、そういう癒着があるから、こういう特別扱いをしてしまう。やっぱり断ち切らないといけないです。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、実施計画に関する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。